

愛媛県土地家屋調査士会宇和島支部弔慰規定

宇和島支部会員相互の友誼親善を保つため、会員中に不幸が生じた場合、会員毎に弔慰金を贈り追悼の意を表するため下記条項に依り弔慰規定を定める。

- | | | |
|-----|----------------|----------------|
| 第1条 | 会員自身が死亡したとき | 40,000円（花輪等含む） |
| 第2条 | 配偶者が死亡したとき | 30,000円（同上） |
| 第3条 | 会員の親及び子が死亡した場合 | 20,000円（同上） |

この改正後の規定は、平成2年4月21日より施行する。